

【別紙 1】 受給要綱変更点

太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱	
変更前	変更後
<p>(表紙)</p> <p>2019 年 10 月 1 日実施</p>	<p>(表紙)</p> <p>2024 年 4 月 1 日実施</p>
<p>(目次)</p> <p>6 の 2 追記</p>	<p>(目次)</p> <p>6 の 2. 系統連系受電契約の締結系統連系受電契約の締結等</p>
<p>1. 適用</p> <p>再生可能エネルギー買取制度を満了した低圧かつ 10kW 未満の太陽光発電設備を連系し、自ら消費する電力を除いた電力(当該太陽光発電設備から発生する電気に限るものとし、以下「受給電力」といいます。)を、発電者として、当社に供給し、当社がこれを受電する場合の契約(以下「受給契約」といいます。)の条件を定めたものです。</p>	<p>1. 適用</p> <p>再生可能エネルギー買取制度を満了した低圧かつ 10kW 未満の太陽光発電設備を連系し、自ら消費する電力を除いた電力(当該太陽光発電設備に蓄電システム(2. の(17)に定義する。)が併設される場合は、当該蓄電システムからの逆潮流電力を含むものとし、以下併せて「受給電力」といいます。)を、発電者として、当社に供給し、当社がこれを受電する場合の契約(以下「受給契約」といいます。)の条件を定めたものです。</p>
<p>2. 定義</p> <p>(16),(17)追記</p>	<p>2. 定義</p> <p><u>(16) 受給電力</u> 本要綱 1. の(2)に定める受給電力のことをいいます。</p> <p><u>(17) 蓄電システム</u> 住宅用蓄電池システムをいい、蓄電池ユニット、パワーコンディショナ、充放電コンバーター等を含みます。</p> <p><u>(18) 系統連系受電契約</u> 一般送配電事業者が維持及び運用している系統設備に発電者の発電設備等が連系され、その状態を維持することに係る、発電者と一般送配電事業者との間に成立する契約をいいます。</p> <p><u>(19) 発電側課金制度</u> 託送料金の一部(託送供給等約款に定める発電者に係る料金(系統連系受電サービス料金)を含みます。)を系統利用者である発電者にご負担いただく制度をいいます。</p> <p><u>(20) 系統連系受電サービス料金</u> 発電側課金制度にもとづき発電者が負担する費用をいいます。</p>
	<p>6. 受給契約および受電側接続検討の申込み</p>

	<p>(3) 系統連系受電契約の締結</p> <p>一般送配電事業者との間で系統連系受電契約を締結し、一般送配電事業者に対して自ら系統連系受電サービス料金を支払うことを承諾していただきます。ただし、2024年3月31日以前に当社と買取契約を締結している発電者については、当社と一般送配電事業者との間の発電量調整供給契約にもとづく当社の地位のうち、系統連系受電契約にもとづく当社の地位を発電者に承継することについて、一般送配電事業者の代理である当社との間で合意し、以後系統連系受電契約にもとづき、一般送配電事業者に対して自ら系統連系受電サービス料金を支払うことを承諾していただきます。</p>
<p>6の2. (1)~(7)追記</p>	<p>6の2. 系統連系受電契約の締結等</p> <p>(1)当社は、一般送当該一般送配電事業者を代理して、発電者との間で、系統連系受電契約を締結いたします。</p> <p>(2)発電者が新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、発電者が契約の締結または変更について、当社に対して申し出ていただきます。</p> <p>(3)当社は、発電者が系統連系受電契約の変更を当社に申し出た場合に、発電量調整供給契約の変更として一般送当該一般送配電事業者へ申し出いたします。</p> <p>(4)一般送当該一般送配電事業者が発電者との系統連系受電契約を解約される場合、当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更いたします。</p> <p>(5)発電者は、発電者が系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一般送当該一般送配電事業者が無償で受電することについて承諾するものとします。</p> <p>(6)発電者の料金についてはそのつど、発電者から当該一般送配電事業者に支払いを行なっていただきます。またその支払いに関しては、当該一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から当該一般送配電事業者へ支払っていただきます</p> <p>(7)発電者は、当該一般送配電事業者に、系統連系受電契約において、系統連系受電サービス料金、延滞利息および</p>

契約超過金を支払うものとします。